

Ⅱ 農林業経営体及び経営耕地面積の部

この部には、2015年農林業センサス結果を収録した。

1 2015年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

2015年農林業センサスは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査期間

平成27年2月1日現在で実施した。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準(農業の物的指標)以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 a	
②施設野菜栽培面積	350 m ²	
③果樹栽培面積	10 a	
④露地花き栽培面積	10 a	
⑤施設花き栽培面積	250 m ²	
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	
⑧豚飼養頭数	15 頭	
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	
⑪その他		調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m²以上の素材を生産した者に限る。)

(2) 農業経営体

上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 林業経営体

上記「農業経営体」のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(4) 家族経営

上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

(5) 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。

(6) 複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満(販売のなかった経

10 農林業経営体及び経営耕地面積の部

営体を除く。)の経営体をいう。

- (7) 保有山林
世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。
- (8) 農家
経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
- (9) 販売農家
経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- (10) 自給的農家
経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
- (11) 土地持ち非農家
農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯をいう。
- (12) 主業農家
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- (13) 準主業農家
農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- (14) 副業的農家
調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
- (15) 農業専従者
調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
- (16) 専業農家
世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
- (17) 兼業農家
世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
- (18) 生産年齢人口
15～64歳の者をいう。
- (19) 第1種兼業農家
農業所得を主とする兼業農家をいう。
- (20) 第2種兼業農家
農業所得を従とする兼業農家をいう。
- (21) 世帯員
原則として住居と生計を共にしている者をいう。
次のような者は世帯員に含みます。
 - ア 出稼ぎ、行商、入院療養等で、調査日現在その家になくても生計を共にしている者
 - イ その家と血縁又は姻戚関係がなくても、一緒に住み生計を共にしている者
 - ウ 学校への通学が不便なため、学校に寄宿し、土・日曜等に家に帰るような者や、積雪地で冬季だけ分校が開設され、その間学校に寄宿する者
 - エ 農業研修などで1年未満の短い期間、他出している者
 - オ 単身赴任者などで他出しているが、生活の基盤がその家にある者ただし、次のような者は、住居と生計を共にしていても、世帯員に含みません。
 - ア 住み込みの雇人
 - イ 親戚や知人から、就学などのため一定期間預かっている子弟や下宿人
 - ウ 家族であっても、勉学や就職のため、他出して生活している者
 - エ 住民基本台帳上は世帯の一員であっても、他出し独立した生計を行っている者
 - オ 生活費の大部分を家に仕送りしているが、他出して生活の基盤が他にある者

- (22) 農業従事者
15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
- (23) 農業就業人口
農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
- (24) 基幹的農業従事者
農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 基幹的農業従事者 農業就業人口 </div>		農業従事者		
	主に家事や育児					
	その他					